

「Optics & Photonics Japan ベストプレゼンテーション賞」規程

2005年5月18日施行

2006年5月18日改正

2007年5月25日改正

2012年4月3日改正

2013年4月1日改正

1. この規程は日本光学会年次学術講演会(以下 Optics & Photonics Japan という)において優れた発表を行った若手研究者に対して日本光学会が行う表彰について定める。
2. この表彰を「Optics & Photonics Japan ベストプレゼンテーション賞」という。
3. 表彰の対象者は Optics & Photonics Japan において、光学の発展に貢献しうる優秀な一般講演を行った若手研究者であり、かつ本賞をまだ受賞していない者であって、以下の資格を有する者とする。
 - (1) 講演会の年度の4月1日において満30歳以下の者
 - (2) 登録された登壇者であり、かつ実際に登壇した者
 - (3) 講演募集時に自薦により申請した者
4. 受賞者は日本光学会会員あるいは応用物理学会会員とする。
5. 受賞者を日本光学会会誌「光学」および応用物理学会機関誌「応用物理」に公表する。
6. 表彰は原則として毎年5件以内とする。
7. 受賞者には日本光学会幹事長名の賞状を授与し、記念品を贈呈する。
8. 日本光学会幹事会は、受賞候補者募集要項を日本光学会会誌「光学」および応用物理学会和文機関誌「応用物理」に掲載し、公募する。
9. 受賞者の選考は日本光学会幹事会が委嘱した「Optics & Photonics Japan ベストプレゼンテーション賞」選考委員会が行う。
10. 受賞者が決定したとき選考委員会委員長は日本光学会幹事会に選考の経過および結果を報告する。
11. 日本光学会幹事長は選考の経過および結果を応用物理学会理事会に報告する。
12. この賞の実施に関する必要な事項の審議および決定は日本光学会幹事会が行う。
13. 本規程は応用物理学会総務担当理事の承認を経て改正することができる。

附則 この規程は、2013年4月1日より施行する。